【 病理診断 】

721 病理組織標本作製(組織切片によるもの)(粉瘤)の算定について 《令和7年10月31日》

〇 取扱い

粉瘤に対するN000 病理組織標本作製「1」組織切片によるもの(1臓器につき)の算定は、原則として認められる。

〇 取扱いを作成した根拠等

粉瘤は、まれに悪性化し、有棘細胞癌や基底細胞癌が混在することがあるため、切除後の病理組織診断は有用である。

以上のことから、粉瘤に対するN000 病理組織標本作製「1」組織切片によるもの(1臓器につき)の算定は、原則として認められると判断した。